本論文は

世界経済評論 2020 年 9/10 月号

(2020 年 9 月発行) 掲載の記事です





マネロン対策とレグテック

: 新型コロナ禍で脚光を浴びる 金融テクノロジー



あずさ監査法人ディレクター 水口 毅

みずぐち たけし 日本銀行で総裁秘書, ロンドン事務所駐在, 那覇・広島支店長等を歴任した後に退職。米系大手生命保険会社の役員(金融機関営業統括)を経て, 2016年から有限責任 あずさ監査法人金融アドバイザリー部ディレクター。現在はレグテック等を担当。

犯罪者が犯罪で得た収益を隠匿する「マネロン」については、銀行等に対して「マネロンの疑いがある取引」を検知し、当局に報告することを求める厳しい規制が課されている。銀行等が、これら「マネロン関連規制」などの規制への対応に要するコスト(時間・人件費)を節減し、同時に規制を効果的に遵守するようにする技術が「レグテック」である。優れた技術を導入すれば、顧客に対する関係でも必要なチェックなどを最短の時間で済ませることができることになるため、顧客の満足度も向上させるというメリットも生じる。

1990年代のインターネットの普及後、2000年代末にビットコインが登場し、その10年後の2019年にはリブラ構想が登場した。大きな流れとしては、紙幣を用いた対面の取引からデジタルな決済手段を用いた非対面の取引へ移行し、そうした取引に要する時間や費用は小さくなる方向にある。但し、ビットコインやリブラ等の新しい決済手段については、マネロンやテロ資金供与に使われるリスクが指摘されており、そのリスクに対してレグテックを用いて適切な低減・防止措置をとることが求められている。

新型コロナ禍も、上記の「デジタルな決済手段を用いた非対面の取引への移行」を後押しした。こうした変化がグローバルに進展するなかで、わが国が国際競争力を維持・向上していくために、レグテックを含めたデジタル・トランスフォーメーションの推進が重要である。

■はじめに:本稿の目的

インターネットに接続したスマホやパソコンを使うと、離れていても多くのことが可能な時代である。新型コロナ禍の下でも、「テレワーク」や「オンライン授業」などは対面による感染を防止する対応の基本として、その重要性が強調されてきた。

金融取引においては、ずっと以前からネット

バンキングによる送金依頼など、非対面で行う 取引は普通に存在している。それだけではな く、より多くの人々により便利・低コストで使 われるようにするための技術革新も相次いでい る。

本稿は、こうした中で、今後さらに注目を浴 びることになるであろう「レグテック」につい て、マネロン対策から始めてその意味と意義を 解説する。

マネロン・マネロン対策・ Ι レグテックとは何か

1. マネロンとは何か

犯罪者は、犯罪により利益を得た後に、その 利益を使おうとする。そして、その利益が犯罪 由来であることを警察等に知られないようにす るために、さまざまな工夫をする。例えば、自 分が警察に「怪しまれている」場合、既に銀行 口座を持っている人からその銀行口座を「買い 取って」その人に「なりすまして」しまおうと したりする。このように、犯罪者が、犯罪由来 の利益について「犯罪由来であることをわから なくすること」を「マネロン」(Money Laundering=資金洗浄)という。

米国では違法な麻薬取引で得た利益について マネロンを行うことが多い。また、 日本では暴 力団などが違法な活動で得た利益についてマネ

ロンを行うことが多かったとされる。さらに、 金融取引のグローバル化が進むなかで、マネロ ンの舞台もどんどんグローバルになってきてい る。

2. マネロン対策とは何か

犯罪者によるマネロンの活動の成功は、犯罪 者により多くの活動資金を提供し、犯罪活動を 拡大再生産させる結果につながる。このため、 各国政府は歩調を合わせて世界中で行われるマ ネロンと疑われる金融取引をみつけることによ り、犯罪者の摘発・逮捕、ひいては犯罪の抑止 につなげようとしている。

この「各国政府」が「歩調を合わせて」作っ たのが FATF (Financial Action Task Force: マネロン防止に関する金融活動作業部会)とい う組織を中心とする枠組みである。FATF が 創設されたのは、今から 31 年前の 1989 年であ る。

Boxl: 企業に及ぶ「マネロン対策」の影響

企業のうち、非上場企業で、海外との取引が多かったり、海外に支社や支店を有したりする先は、おそ らくここ数年の銀行による「マネロン対策」の影響を強く受けていることと思う。

ひとつの例を挙げると、マネロンをしようとする者や、テロリストに資金供与をしようとする者は、 「個人の名義」ではなく「企業の名義」でビジネスに偽装して資金の移動を図ることが少なくない。日本 語でいうと「隠れ蓑」に使われる企業は、英語では「Shell Company」と言われる。

FATFの勧告は、各国に対し、各国内の銀行が対企業取引をするときに、その企業が不正な資金移動 の隠れ蓑(Shell Company)として使われるのではないかを十分警戒することを求めている。具体的に は、非上場企業の株式の大半を握っている自然人や、非上場企業で意思決定や利益配分の権限を持ってい る自然人を突き止め、疑わしい取引があると考えるときには遅滞なく当局に報告する規制を設けるように 求めている。

非上場企業が、銀行取引を開始しようとしたときなどに、あれこれと聞かれる項目の中には、この「実 質的支配者」(Ultimate Beneficial Owner) についての質問があるはずである。

「犯罪防止」を究極的な目的とするマネロン対策は、FATF→各国政府→各国内の銀行等→企業という 経路で将棋倒し的に負担が及んでいる。

本稿第Ⅰ節の3項で述べるとおり、銀行が優れた「レグテック」を有している際には、多少なりとも 「企業が感じる負担」が軽減される場合が多い。

FATF は、①この枠組みに加盟する多くの 国々(世界で200を超える)の政府に対して. マネロンを防止するための考え方や行動様式の 「勧告」(Recommendations)を文書で公表して いる。その「勧告」の中で中心になっているの が銀行などの金融機関に対する「マネロン防止 策」(Anti-Money Laundering requirements) の法制化と履行である。また、FATF は、② FATF 加盟国それぞれについて、10年程度の 周期の下で、「当該国においては、上記『勧告』 に従った法制度・規制が実現し、かつそれらが 有効に機能しているか?」という観点で「相互 審査」(mutual evaluations)を行っている。わ が国に対しても、約10年ぶりに「FATF審査」 が昨年から実施されている。その結果について は、新型コロナ禍の影響で公表が遅れる見込み であるが、今のところでは今年の12月頃に公 表される見通しである。

日本においては、「マネロン防止策の法制化」 の産物が、「犯罪による収益の移転防止に関す る法律(犯罪収益移転防止法)」(英訳名称は Act on Prevention of Transfer of Criminal Proceeds) を頂点とする法制度である。こうした マネロンへの防止策を総称して「マネロン対 策 | と呼んでいる¹⁾。

3. レグテックとは何か

銀行等は、どのように「マネロン対策」をす るのだろうか。極端に単純化して言うと. ①ま ず、顧客の本人確認をしっかり行い(犯罪者が 通常のお客さんになりすますことを防ぐ). 取 引の目的やその顧客の特徴などをつかむこと (KYC=Know Your Customer と言われること がある)。②次に、その銀行自身との間で当該 顧客が行った金融取引ひとつひとつについて

「疑わしい取引」があれば、それを見つけ出し、 当局に報告することが義務付けられている。

これら①②の対応を「手作業」のみで行うこ とは、まるで不可能な時代である。例えば、① について、危険な顧客との取引を避けるために は、「この名前でこの生年月日の人は、反社勢 力であるので取引開始を拒絶/要注意」という 対応を決めるための「ブラック/グレーリス ト」と、ひとりひとりの「顧客候補者」との突 合せが必要である。これを「フィルタリング」 (filtering) という。このフィルタリングを「手 作業」のみでやっていては、手間ばかりがかか り、きりがない。

また、②について、ある程度「犯罪者が使い がちな手口」が分かっているときに、そうした 手口をシナリオ化し, 一定金額以上の金融取引 の記録がそのシナリオに合致しているときに は、その取引は「怪しいもの」として警戒し、 精査しなければならない。これを「取引モニタ リング」(transaction monitoring) という。こ の取引モニタリングも「手作業」のみでやって いては、手間ばかりがかかり、きりがない。

フィルタリングや取引モニタリングでは、だ いぶ前から専用のシステムが導入されている が、システムが検知した取引を真に「怪しい」 かどうかを確認するために、(1) インターネッ トを使って外部の情報データベースにアクセス して関連する多くの情報を集める作業や, (2) 専門家の知見によって過去の取引ぶりから判断 する作業等は、いまだ多くの人手によって対応 されている。このような領域に対して AI を含 めた情報処理技術を適用しようとするのがレグ テックの最新動向である。

マネロン対策は、銀行等にとっては、遵守し なければならない「規制」=レギュレーション

Box2: 「スプテック | とは?

AI などの技術革新が進むなかで「フィンテック」(FinTech. 金融に関する新技術の利用一般を指す) 以外にも、「○○テック」という呼び方が増えている。上記の「レグテック」もそのひとつである。

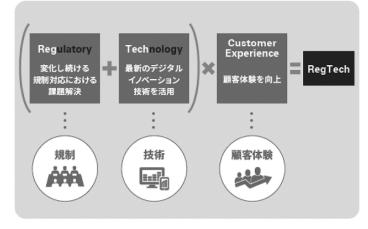
比較的よく目にする「○○テック」の例としては、次のようなものがある。

- (1) アグリテック (農業に関する新技術活用)
- (2) メディテック (医療
- (3) トランステック (運送
- (4) リーガルテック (法務

もうひとつ、「○○テック」の中で「レグテック」と対をなすもの、それは「スプテック」である。 Supervisory Technology を短縮したもので、「規制当局・法執行機関が IT 技術を活用して効率的な検 査・監督等を行う意味」である。金融庁の平成30事務年度金融行政方針にも登場する。

「スプテック」について、例を挙げてみよう。わが国においては「カジノ」が、遠くない将来に限られ た事業者に対して認められる見込みとなっている。このカジノについては、その開業の結果として、ギャ ンブル依存症の人が増えてしまったり、反社会的勢力の活動の場になってしまったりすることを、政府は 徹底的に規制しようとしている。そのために作られた法律が「IR 整備法」(特定複合観光施設区域整備 法。英訳名称は Act on Promotion of Development of Specified Integrated Resort Districts)である。この 法律の中に新技術の活用がみられる。

すなわち、IR 整備法第70条は、カジノ事業者に対して顧客の入退場時の本人確認について、当該顧客 が持参するマイナンバーカードを用いることを要求している。マイナンバーカードが内蔵している IC チップには、本人を特定する情報(顔写真を含む)が搭載されている。このため、カジノ事業者は顧客の 氏名等を間違いなく確認できる。また、カジノ事業者は、この情報を即座にカジノ管理委員会に送信し、 同委員会との交信で当該「顧客」が最近一定期間内に制限回数を超える回数、カジノに来場していないこ とを確認する(ギャンブル依存症防止のため)。カジノは日本全国に複数登場するはずだが、カジノ管理 委員会はすべてのカジノ事業者にこの規制を課すことによって、「ある人」が「最近一定期間内に」来場 する回数を正確かつ効率的に確認できることになる。これは、「規制当局・法執行機関が IT 技術を活用 して効率的な検査・監督等を行う」ひとつのわかりやすい例である。



である。このレギュレーションへの対応に、 「手作業」ではなく「技術」=テクノロジーを 使った対応が必要なのである。こうした対応が 「レグテック」(RegTech; Regulatory Technology を短縮したもの) である²⁾。テクノロジーを使うこと により、①規制に効果的・効率的に 対応する、②銀行自身にとってのコ ストを下げる。③銀行の顧客の満足 度を高める. といったことを目的と している

Ⅱ ビットコイン、リブラ、 中銀デジタル通貨

1. インターネット普及以来の「通貨革新の 30年」を振り返る

インターネットの利用は、1990年代以降に 劇的に拡大した。2000年代の末には、ビット コイン (Bitcoin) が現れて、インターネット 上を自由に飛び交う資金決済が可能になったか に思われた (「仮想通貨」と呼ばれた)。ビット コインの技術の革新性は抜群で、2009年初の 運用開始以来,今日に至るまでの11年余,ゼ ロダウンタイムでの稼働を続けている。ただ、 価格の乱高下が「決済目的での利用」にとって のネックだった。この点は、その後も次々と登 場した同種の仮想通貨も同様であった。

この間. 各国の中央銀行は地道に「現金に代 わるデジタル通貨」の研究を進めていた。

そうした中で、2019年6月に「リブラ構想」 (Libra project) が登場し、「価格の乱高下」問 題に対策を示したものとして注目された。しか し、特に主要国の当局からは、強く警戒的な姿 勢が示された。

リブラ構想の発表後,「中国がデジタル人民 元の発行に向けた研究・準備を精力的に進めて いる」との情報も頻繁に流れるようになった。

その後, 本年1月下旬には, 日本銀行を含む 6中銀とBISが「主要中央銀行による中央銀行 デジタル通貨 (Central Bank Digital Currencies. CBDC) の活用可能性を評価するためのグ ループの設立」と題する文書を公表し、CBDC の検討を積極的に進める姿勢を示した3)。

2. メリットの裏側にありがちなリスク. レ グテックの必要性

昨年夏から秋にかけては、リブラ構想をめ ぐって非常に活発な議論が行われた。リブラ は、それ以前の仮想通貨が抱えていた「価格の 乱高下問題」を克服するものになると多くの 人々から期待されたほか、推計27億人ともい われる膨大なフェイスブックの顧客基盤に広が る可能性があることから、いよいよ「インター ネット上を自由に飛び交う資金決済 | が可能に なるとの期待がみられた。銀行界における既存 の国際送金には、「送金に時間とコストがかか る」という問題が指摘されているが、リブラは それを容易に乗り越えようとしていた。また. 世界には「アンバンクト (unbanked)」と言わ れる人々(銀行サービスを受けることが難しい 人々)が17億人程度存在するなかで、そうし た人々にも資金決済や送金サービスを拡げるこ とができるメリットがあるといわれていた(こ の点は「金融包摂の拡大」といわれている)。

しかし、リブラ構想をめぐっては、こうした メリットの裏側に非常に多くのリスクがありが ちだとの指摘がなされた。その指摘の代表選手 が.「リブラに関する G7 作業部会報告書」で ある。同報告書が指摘したリスクは、①プライ バシー保護の問題、②仕組み全体のガバナンス の問題、③サイバー攻撃への耐性、運用の頑健 性 (resilience), ④金融全体の安定性への悪影 響など多岐にわたるが、そのなかに「マネロ ン・テロ資金供与等不正な資金取引に使われる リスク」が明示されている。

いうまでもなくリブラ等の新しい金融商品 は、新しい技術を駆使している。そうした金融 商品向けの規制を受ける組織は、そうした金融 商品の取引にあたって、顧客の本人確認や、送 金先の確認等を求められ、そうした処理のため に、技術的な規制遵守対応 (=レグテック) の 態勢を備える必要がある。

新型コロナ禍が我々に教えること: Ш アフター・コロナに向けて

1. オンラインによる非対面取引の重要性

新型コロナ禍対応は、テレワーク、オンライ ン動画配信、オンライン教育、オンライン診療 等々、インターネットを活用した非対面の経済 活動の意義を鮮明にした。

支払決済の手段としては、「現金」や「クレ ジットカード」のリスクに注目が集まった。現 金手渡しでの支払いは、紙幣や硬貨の表面にウ イルスが付着することから、 伝染リスクがある のではないか? クレジットカード決済の場合 も、クレジットカードを店員に渡す場合や、暗 証番号を入力するために番号入力端末に触る際 に、伝染リスクがあるのではないか? それら を考えると、「非接触型」の決済手段の優位性 がわかる。ネットバンキングを使った「振込」 もそのひとつだが、前章に述べたリブラや CBDC も「非接触型 | ないし「送金型 | の支 払決済手段である。

2. アフター・コロナ

明けぬ夜は無い。どの程度先かは現時点では わからないが、いずれ新型コロナも「一段落し た | と言える日 (アフター・コロナ (AC)) が 来ると考えられる。しかし、そのときには、経 済活動や金融取引はビフォー・コロナ (BC) とは違っているのではないだろうか。

例えば、銀行顧客は、ロックダウンが解除さ れて経済活動が再開したときに、銀行支店に 戻ってくるだろうか? それともインターネッ トバンキングやキャッシュレス決済の活用への 流れが加速するだろうか? キャッシュレス決 済のさらに先にある CBDC が、日本や海外で、 実際に使われ始める時代になるのだろうか? そのために、銀行をはじめとする民間事業者は どのように対応すればよいのだろうか?⁴⁾

いずれにしても、今回のコロナ禍は、「デジ タル・トランスフォーメーション | (Digital Transformation) の流れを加速した。こうし た変化がグローバルに進展するなかで、わが国 が国際競争力を維持・向上していくために、デ ジタル・トランスフォーメーションの推進が重 要である。規制対応であるレグテックについて も、より広く金融取引一般についてのフィン テックについても、そうした文脈の中で対応し ていくべきだと考えられる。

- 1) FATF を中心とする世界の枠組みは、日本の「犯罪収益移 転防止法」による法制度も含めて、マネロン防止に加えて、 テロ資金供与阻止, 大量破壊兵器拡散関係の金融取引の阻止 などをその目的に包含するようになってきている。
- 2) ここではマネロン対策という規制について考えたが、マネ ロン対策以外の規制についても,「技術」を使った対応は, いずれも「レグテック」のカテゴリーに入る。金融庁の平成 30 事務年度金融行政方針の20頁は、「民間金融機関がIT技 術を活用して金融規制に対し効率的に対応する意味」と説明
- 3) リブラや CBDC については,KPMG Japan Website に掲載 済の拙稿「Libra (リブラ) の降臨」(2019 年 8 月), 「Libra に関する G7 作業部会報告書等について」(同 10 月),「中銀 デジタル通貨が銀行等民間事業者に与える影響・機会」 (2020年2月)をご参照ください。
- 4) 新型コロナ禍対応の中で、多くの国々で「現金支給」が企 画されている。世界銀行が指摘したところによれば、中国の 武漢市のちょうど地球の反対側にあるチリでは、日本のマイ ナンバーカードに相当する国民個人の本人確認手段が広く浸 透している結果、支給対象である 200 万人のチリ国民に対す る支払いが迅速に行われ、4月30日に完了した。

また、米国における民主党が検討した法案の中の幾つかに は「デジタルドル」(Digital Dollar, 未だ実現はしていない 米国の CBDC を想定したもの) で支払う案まで書き込まれて いた。